

みやこ

# 京・くらしの安心安全情報 第77号

(平成26年10月)

京都市消費生活総合センター

## 1 「原野商法」の二次被害にご注意ください！！

「原野商法」とは、「将来必ず値上がりする。」「もうすぐ道路が通って便利になる。」などとうその説明をし、ほとんど価値のない山林や原野を時価の何倍もの価格で売りつける商法です。1970年前後から被害が急増し、社会問題にもなりました。

過去に原野商法のトラブルに遭った消費者の中には、「購入した土地をどうにかして売却したい。」「子どもが相続すると困るだろう。」という焦りや不安を感じておられる方も多く、このような心理状態に乗じた業者から、売却するために必要などと勧誘され、新たに測量や広告等に係る契約を結ばされるといった二次被害が起きています。

こうした手口による被害拡大を防止するため、事例とアドバイスを以下にまとめました。

また、このような「原野商法」の二次被害だけでなく、「iPS細胞」や「東京オリンピック」に関連した事業など、最近の話題に便乗した悪質商法によるトラブルも起きています。

日頃から、被害に遭わないためにも見知らぬ業者からのうまい話は、「聞かない」、「キッパリ断る」ことを心掛け、十分にご注意ください。

### 事例

- ① 約40年前に原野商法でだまされ、父が購入した土地を「買ったがっている人がいるので、売却しないか。」と、突然、業者から電話があった。購入希望者を現地に案内したり、草刈りの費用として50万円を前払いするように言われた。信用できるだろうか。
- ② 以前に購入した山林を売却したいと思っていたところ、不動産会社を名乗る者から「近隣の開発が進み、山林はすぐに高価格で売れる。」と電話があった。「山林の売却には測量が必要。」と言われ、測量や調査等の契約をし、着手金として10万円を支払った。しかし、本当に売却できるかどうか分からないので、解約したい。



## アドバイス

○「土地を買いたがっている人がいる。」「高価格で売却できる。」といったセールストークをうのみにしない。

実際には、約束どおり売却できなかつたり、売却に伴う何らかの手数料を支払った後、業者と連絡が取れなくなったという事例もあるので注意しましょう。

○契約を検討するときは、業者の説明内容や契約に関し、次のような点を確認し、少しでも不審な点があれば契約しない。

- ・土地が高価格で、すぐに売れるという具体的な根拠について。
- ・なぜ測量や調査等が必要で、どのような内容で契約するのか。
- ・所有する土地等の周辺で、業者が説明するような開発が進められているのか、直接、自治体等に確認する。



○困ったときは、すぐに京都市消費生活総合センター（☎256-0800）に相談する。

電話や訪問による勧誘で、測量等の契約をしたときは、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできる場合があります。もし、8日を過ぎていても、勧誘の状況等によっては、クーリング・オフできる場合もありますので、ご相談ください。

## 2 低温やけどにご注意ください！

朝夕、肌寒さを感じる季節になりました。毎年、湯たんぽや電気あんななどの暖房機器による低温やけどの被害が起きています。低温やけどとは、体温よりやや高めのものが、皮膚の同じ場所に長時間接触し続けることで起こります。少し高めに温度設定をしていた暖房便座に30分ほど座っていたことによる低温やけどの被害も起きています。

低温やけどは、見た目はたいしたことがなさそうに見えても、皮膚の深い部位が損傷していることがあります。やけどや皮膚の変色、痛み等に気付いたら、すぐに受診しましょう。

また、高齢者や乳幼児に対しては、周りの人が温度調整や湯たんぽ等が、直接体に触れていないかなどといった点に十分に注意しましょう。



## 3 洗剤などの保管場所は大丈夫ですか？

小さな子どもによる洗剤やアルコール飲料などの誤飲が起きています。

食べ物の包装に似ているため口に入れてしまったり、ジュースと間違えて飲んでしまうことがあります。小さな子どもがおられるご家庭では、手が届かない場所に保管するなど、保管場所にはくれぐれも注意しましょう。また、子どもだけでなく、認知症の方が、詰替用の洗剤や化粧品を飲み物と間違えて飲んでしまう事故も起きていますのでご注意ください。

## 4 アウトドアで使用する製品の取扱いに注意しましょう。

行楽シーズンとなり、野外等でバーベキューなどを計画しておられる方も多いのではないのでしょうか。

平成26年5月29日にNITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）が行った注意喚起によると、アウトドアでよく使われるカセットこんろやレジャー用折りたたみ椅子等による製品事故情報が、平成20年度から24年度までの5年間に合計40件寄せられています。

アウトドアでの製品事故は、製品に起因して起きた事故のほかに、誤使用や不注意等の使い方による事故も多く発生しています。これらの製品事故は、製品の保管時や使用の際の注意によって未然に防げる事故が多くあります。

事例等を以下にまとめましたので参考にいただき、安全なレジャーをお楽しみください。

### 事例

①カセットこんろを2台並べ、その上に鉄板を置いた状態で使用していたため、加熱された鉄板からの放射熱によってカセットボンベが過熱され、爆発し、15人がやけどを負った。

カセットこんろを2台以上並べての使用はしないでください。また、鍋や鉄板など、カセットこんろのカバーを覆うような大きさの調理器具は使用しないでください。

②バンガロー内で、換気を十分に行わないまま七輪を使用したため、一酸化炭素中毒が発生し、2人が死亡した。

車やテント内など、換気の悪い場所では、七輪やカセットこんろ等の燃焼機器を使用しないでください。不完全燃焼によって一酸化炭素中毒が発生し、大変危険です。

③レジャー用折りたたみ椅子を屋外で長期間保管したことによって座面の生地が低下したため、使用中に生地が切れて破断し、転倒して重傷を負った。

折りたたみ椅子やテーブル等は、取扱説明書の指示に従って適切に保管してください。屋外で放置すると、紫外線や雨、湿気などによって製品のプラスチック部分や繊維部分等の強度が低下して、使用時に破損するおそれがあります。

※詳しい情報については、NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）のホームページをご覧ください。

アウトドアにおける製品事故の防止について（注意喚起）

検索

※製品事故が起きたときは、京都市消費生活総合センター（☎256-0800）にご相談ください。

## 5 「京都コンシューマーフェスティバル2014」 ～消費者カステップアップのために～の開催について

京都市では、市民の皆様の消費者力を高めていただくため、小さなお子さまから高齢者の方々までが、消費生活について楽しみながら学んでいただける参加型のイベントを以下のとおり開催しますので、お知らせします。

KBS 京都ラジオの公開生放送や、ステージイベント、体験しながら学んでいただけるブースなど盛りだくさんご用意しています。たくさんの皆様のご来場をお待ちしています。

### 1 開催日時

平成26年11月30日（日）午前10時～午後4時30分

### 2 開催場所

みやこめっせ（京都市勧業館）1階 第2展示場D面（左京区岡崎成勝寺町9番地の1）

### 3 実施内容

#### (1) ステージイベント

音楽ライブやラジオ公開生放送、関係団体による啓発ステージなど。

#### (2) ブース出展

様々な団体により消費生活などについて体験しながら学べるブース。

飲食ブースもご用意しています。

#### (3) パネル展示等

消費生活総合センターの紹介やクーリング・オフパネルなどの消費生活に関するパネルなど。

小さなお子さまに遊んでいただけるエア遊具（ふわふわ）も設置します。

### 4 入場料

無料。事前申込みは必要ありません。

【編集後記】 食欲の秋、読書の秋、芸術やスポーツの秋など、秋は色々なことが楽しめる季節です。みなさんの秋は、どんな秋でしょうか。当センターでは、コンシューマーフェスティバルをはじめ、今後も、様々なイベントの実施を予定しています。ご自身だけでなくご家族やご友人等が、悪質商法のトラブルに巻き込まれないために、楽しく学んでみませんか。各イベントの開催については、市民しんぶんなどで随時お知らせしますので、是非、ご参加ください。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160（多重債務相談専用）

相談受付時間 月～金（祝日を除く。）午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/13-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

\*年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時（電話相談のみ）



この印刷物が不要になれば  
「雑がみ」として古紙回収等へ！

